

組合 Q & A

組合の機関の上下関係

総会と理事会の関係、理事長と理事の関係はどのようになっているか

総会は、組合員全員によって構成され、定足数を満たしたうえで組合の基本的なことを決定する最高意思決定機関です。定款・規約、役員、決算、事業計画・収支予算、組合員の除名などは総会の議決事項です。

総会と理事会

理事会は総会の決定に基づき、組合の業務執行を決定します。事業の手数料の最高限度を総会で決め、実際の額・率はそのときの経営環境を勘案して理事会で決定します。理事会は総会の決定に逆らうことはできません。

しかし、総会の決定を無視して、理事会で決めてよい事例もありまです。それは、理事長の選任・解任です。総会で理事長を決めること

はできず、理事会で決めなければなりません。総会と理事会は、基本的に総会が上位になります。役割分担の側面もありません。現実の裁判で、総会と理事会の権限が争われたことがあります(※)。総会が理事会での理事長の選出方法を「無記名投票」と指定したのです。理事会はこれを無視し「起立」で選出しました。

なぜ、総会は理事会の議決方法を「無記名投票にせよ」と指図したのでしょう。従来からの方法である「起立」だと、新理事長に対する賛成・反対が明確になり自由な意思表示ができないというのがその理由でした。

もつともな理由ですが、裁判所は、「定款で組合の機関として理事会が設けられ、これに一定の権限を与えていることからいって、採決方法は理事会が自主的に決定すべきもの」と判示し総会の決議を無効としました。

総会と理事会の役割分担を鮮明に打ち出した判決といえます。理事長の選任・解任は理事会に与えられた固有の権限なので、総会といえども介入はできないのです。

理事会・理事長・理事

理事長は、理事会の決定に拘束されながら、実際の業務を行います。理事会の決定に逆らうことはできないので、理事長は理事会の下部機関ということになります。

しかし、業務執行のたびに理事会を開催することはできないので、理事会は一定の枠を決めます。実務的にはその枠の中で理事長が業務を進めます。

理事長の業務執行について、理事には監視責任があります。監視責任の究極の手段として理事会に理事長の解任権が与えられているという関係になっています。

(※) 静岡地裁平成二年六月二六日判決 判例時報二二六七号 八五頁

ポイント

★ 基本的に理事会は総会の決定に従う

★ 理事会固有の権限もある

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日(新訂) 第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。(トップページ▽中央会の出版刊行物)

組合士検定にチャレンジ!!

Q 加入・脱退、出資・持分に関する正誤問題です。

【第1問】自由脱退の予告をした組合員は、脱退の成立は事業年度末になるが、賦課金の支払義務は、脱退予告をした時点でなくなる。

【第2問】法定脱退した組合員の脱退時点は、脱退事実の発生の事業年度末である。

【第3問】自由脱退を申し出た組合員は、その時点から組合事業を利用できなくなる。

【第4問】脱退した組合員の持分払戻請求権は、脱退の時から2年間行わないときは、時効によって消滅する。

【第5問】組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、持分の払戻を停止することができる。

《解答》

【第1問】×(自由脱退は、90日前に予告(定款で1年まで延長可能)をして、年度末に脱退が成立する。したがって、基本的に年度末までは組合員として賦課金を支払う義務がある。)【第2問】×(法定脱退は、その事実が発生した時点で脱退が成立し、組合員としての地位はなくなる。自由脱退のように年度末脱退といふことはない。なお、持分の払戻については、持分が年度末の組合財産によって算定されるので、その後になる。)【第3問】×(自由脱退は、脱退の成立は年度末になるが、それまでの間は原則として組合の事業を利用する権利を有する。)【第4問】○【第5問】○